

事務局運営規程

特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会

(総則)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会(以下「岐阜GH協」という)定款第9章第51条に定める事務局について規程する。

(事務局の設置場所)

第2条 岐阜GH協の事務局を下記に置く。

岐阜県岐阜市柳津町本郷2丁目13番地

福祉サポートセンターさわやか岐阜みのじ 内

(事務局長及び事務局次長の任免)

第3条 事務局長及び事務局次長は、代表理事から任命された者がその職に当たる。

(事務局の職務)

第4条 事務局は、代表理事の管轄下において次の職務を担当する。

(1) 総務に関する事項

(2) 会費及び運営経費の保管管理

(3) 理事会及び総会並びに支部に関する事項

(4) 他関連団体との連絡調整などの渉外事項

(5) その他理事会から委任を受けた特命事項

(事務局の運営経費)

第5条 事務局の運営経費は、総会の決議した金額を交付する。

(事務局経費の経理)

第6条 事務局の運営経費の経理は、事務局長が担当し年度収支明細書を理事会に報告する。

(その他)

第7条 事務局の運営に関して、本規程に定めないことは理事会にて決定する。

(附則)

第1条 本事務局規程は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会の法人成立日を施行日とする。

(改廃の記録)

1) 平成17年4月1日付、事務局次長の新設。

2) 平成20年5月1日付、事務局の設置場所変更。